

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

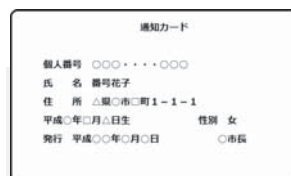
TOPIC

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートします!!

～プライバシー情報がつまった大切なものです～

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとっても利便性を向上するため、平成27年10月以降、住民票を有するすべての人に各市区町村からマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から利用開始となります。

マイナンバーは国民一人ひとりのほか法人にも通知され、国民には12桁、法人には13桁のマイナンバーが割り当てられます。とりわけ国民に通知されるマイナンバーはプライバシー情報がつまった大切なものですので、一人ひとりによる管理が必要となります。



法令で定められた手続き以外に利用することはできません！

マイナンバーは、社会保障や税、災害対策といった法令で定められた手続き以外に利用することは認められていません。これらの手続きを除き、民間事業者が従業員やお客様にマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を収集・保管したりすることはできません。

民間企業では、従業員の健康保険や厚生年金といった社会保障の加入手続きや、従業員の給料から源

泉徴収して税金を納める手続きなどを行うときにマイナンバーが必要になります。

保険金支払ケースで利用する場合も！

なお、生命保険や損害保険業務では、保険会社が積立保険や個人年金保険等の保険金を支払うときの法定調書（支払調書）を作成する際に、契約者のマイナンバーが必要になります。

法令で定められたマイナンバーの主な手続き

社会保障	●年金の資格取得や確認、給付 ●医療保険の給付の請求	●雇用保険の資格取得や確認、給付 ●社会福祉分野の給付、生活保護 など
税	●税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 ●税務当局の内部事務 など	
災害対策	●被災者生活再建支援金の支給 ●被災者台帳の作成事務 など	

<実施スケジュール>



個人、法人を問わずしっかり管理措置を講じておきましょう！

このように、マイナンバーは非常に重要な個人情報ですので、不用意に他人に教えてはならず、一人ひとりがその管理や取扱いに十分注意しなければなりません。また、民間企業については、従業員のマ

イナンバーが外部に漏れることのないよう、会社なりの安全管理措置をしっかりと講じておくことが求められます。

